水第1167号 令和5年5月15日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について(諮問)

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



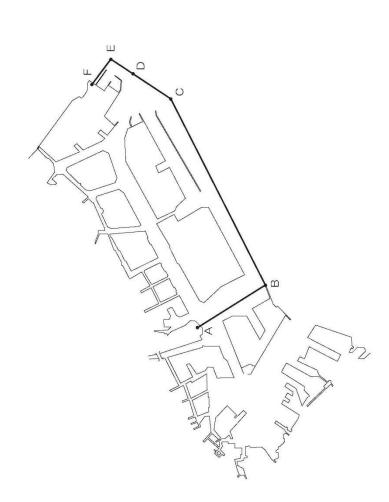
(別紙)

(令和 2年神奈川県規則第91号)第5条第1項第3号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。 第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則 漁業法(昭和24年法律第267号)

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

3		`				-		
漁業種	許可又	推進	操業区域	漁業時期	許可又は	(規則第 14 条第 1 項	許可又は	許可の
彙	な記業	機関			起業の認	により許可又は起業	起業の認	有効期
	の認可	の馬			日をすべ	の認可時に付加する	可を申請	
	をかい	力数			き漁業者	条件)	すべき期	
	を漁業				の資格		目	
	者の数							
	(丫)							
、どなな	1	定め	A 横浜市資源循環局鶴見工	1月1日から	横浜市鶴	網入れば、日の入りか	令和5年	令和 5
めばる、		なし	場煙突頂点	12 月 31 日ま	見区又は	ら5 時まで	6月5日	年 7 月
かか			B 横浜大黒防波堤東灯台頂	ゃ	同市神奈		から同年	10 ∃ ⊅>
新ってま			梹		国図に漁		7月4日	の合和
し網漁			C 東燃ゼネラル石油扇島シ		業根拠地※		## {\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar	9 年 3
**			ーバース鉄塔頂点		を有して			月 7 月
			D 川崎航路第2 浮標灯		いる者			でま
			E 浮島換気塔頂点から川崎					
			人工島「風の塔」頂点を見通					
			した線上でFから 1200mの所					
			F 浮島換気塔頂点					
			区域 上記 AB、BC、CD、DE、EF					
			の5直線並びに陸域によって					
			囲まれた区域及び運河					
1 2 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7					-	

許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。 漁業根拠地: *



横浜市資源循環局鶴見工場煙突頂点

横浜大黒防波堤東灯台頂点

川崎航路第2浮標灯

東燃ゼネラル石油扇島シーバース鉄塔頂点

О

浮島換気塔頂点から川崎人工島「風の塔」頂 点を見通した線上でFから 1500mの所 F 浮島換気塔頂点 口

上記 AB、BC、CD、DE、EFの5直線並びに 陸域によって囲まれた区域及び運河 区